

令和7年度第4回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2026年3月3日（火）午後3時30分開会  
場 所：Web会議

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第13次札幌市環境影響評価審議会委員

◎渡部 要一	北海道大学大学院 工学研究院 教授
芥川 智子	(地独) 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部長
石川 志保	酪農学園大学 農食環境学群 准教授
伊藤 真由美	北海道大学大学院工学研究院 環境循環システム部門 資源再生工学研究室 教授
奥本 素子	北海道大学大学院教育推進機構 科学技術コミュニケーション 教育研究部門 准教授
片山 めぐみ	札幌市立大学 デザイン学部 准教授
河合 久仁子	東海大学 生物学部 生物学科 教授
下鶴 倫人	北海道大学大学院 獣医学研究院 野生動物学教室 准教授
永洞 真一郎	(地独) 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部 研究主幹
水島 未記	北海道研究センター 副センター長(自然系)
山田 俊郎	北海学園大学 工学部 社会環境工学科 教授

計 11 名 ◎：会長、○：副会長

(2) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部 環境管理担当部長 渡邊 浩基  
 // 環境共生担当課長 坂田 一人  
 // 環境共生担当課環境共生係長 又村 友幸  
 // 環境共生担当課環境共生係 村上 佑太

(3) 事業者

・札幌飛行場滑走路延長事業 計画段階環境配慮書関係  
 国土交通省北海道開発局港湾空港部空港・防災課長 齋藤 輝彦  
 // 空港・防災課専門官 久保田 寛崇  
 国土交通省東京航空局空港部空港企画調整課長 三浦 義雄  
 // 空港企画調整課長補佐 須藤 渉  
 (環境影響評価の委託を受けた者) 日本工営株式会社 2名

2 傍聴者：3名

3 報道機関：2社

## 4 議事録

### (1) 開 会

#### ○事務局（坂田環境共生担当課長）

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第4回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、ご多用のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

環境共生担当課長の坂田でございます。

本審議会につきましては、札幌市情報公開条例の規定に基づき、傍聴希望者向けにYouTubeにて限定公開でライブ配信しておりますことをご報告いたします。

なお、議事の内容につきましては、後日、議事録を作成しまして、札幌市公式ホームページ上で公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の渡邊よりご挨拶を申し上げます。

#### ○渡邊環境管理担当部長

皆様、お疲れさまです。環境管理担当部長の渡邊でございます。

環境影響評価審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様、本日は、お忙しい中、また、年度末のご多忙の折、審議会にご参加をいただいたことに心よりお礼申し上げます。

今年度第4回目となります本日の会議ですが、前回に引き続きまして、札幌飛行場滑走路延長事業における計画段階環境配慮書についてご審議をお願いしたいと存じます。

本事業が、環境保全上、より望ましいものとなりますよう、委員の皆様の専門的なお立場からのご意見をお願いしたいと思います。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（坂田環境共生担当課長）

最初に、本日の資料を確認させていただきます。

メールでも送信させていただいたのですが、次第、審議会委員名簿のほか、札幌飛行場滑走路延長事業に係る資料としまして、資料1の前回までの質疑応答、資料2の説明会について、資料3の見解書、補足資料の見解書補足についてとなっております。

なお、配慮書の図書につきましては事前に送付させていただいたものをご確認願います。

資料は以上となります。

本日は、委員15名のうち、8名以上のご出席をいただいております。このことから、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

委員の皆様におかれましては、ここでカメラをオンにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は渡部会長をお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

### (2) 議 事

#### ○渡部会長

皆さん、こんにちは。

それでは、議事に入ります。

本日は、札幌飛行場滑走路延長事業計画段階環境配慮書について第2回目となります。前回に引き続き、事業者の方々へ出席をお願いしております。

終了時刻は17時頃を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、これまでの手続経緯説明と諮問について事務局からお願いいたします。

○事務局（又村環境共生係長）

ご説明させていただきます。

本事業は、札幌市環境影響評価条例における第1種事業として、事業者である国土交通省北海道開発局長及び東京航空局長から配慮書が送付され、令和7年11月12日から12月11日までの1か月間、縦覧に供され、さらに、12月15日まで意見募集が行われたところです。

そこで、3件の意見書の提出がございました。そして、これに対する事業者の方からの見解書が今年の2月20日に提出されました。

前年の12月の第3回審議会において、事前審査として1回目の審議を行っていただいたところと存じます。このたび、市長意見の形成のため、札幌市環境影響評価条例の規定に基づき、札幌市長より諮問いたします。

なお、諮問については読み上げのみといたします。

○事務局（坂田環境共生担当課長）

それでは、読み上げます。

札幌市環境影響評価審議会 会長 渡部 要一 様。

諮問書。

札幌飛行場滑走路延長事業計画段階環境配慮書について、環境の保全の見地から意見を述べるに当たり、札幌市環境影響評価条例第6条の10第2項の規定に基づき、諮問いたします。

札幌市長 秋元克広 代読。

手続経過と諮問については以上です。

○渡部会長

ただいま諮問をいただきました。

委員の皆様方のご協力を得て議論を進めていきたいので、よろしくお願いいたします。

まず、前回の振り返りについて、改めて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（又村環境共生係長）

前回の振り返りについて説明いたします。

まず、ご発言された委員の方、質問項目、内容、事業者の方の回答について、七つございますので、順に説明いたします。

一つ目は、渡部会長から、過去の経緯の滑走路の延長方向について、平成16年に100メートル延長したときにはどちら側に延長したか、そして、その理由は何かという質問がありました。

回答としましては、南東側に100メートル延伸しましたとのこと。当時の選定理由については保留となっていましたが、後日、回答をいただいております。航空機が安全に離着陸するために設定されている制限表面を確保しつつ、経済性の観点から南東側に延長したということです。

続きまして、芥川委員から、質問項目としては騒音の予測手法についてで、内容としては、航空機騒音について、案1と案2は50メートルの違いであり、ほとんど差は生じないというところがあるが、どのような予測を行ったか、数値的な計算結果はあるかという質問がありました。

回答としましては、現時点では定性的な予測としており、定量的な数値計算は行っていない、位置のずれは50メートルなので、定性的比較として差はほとんど生じないと結論づけているということでした。

また、同じく芥川委員から、騒音の環境保全措置について、質問内容としては、環境基準値の範囲内での運用となるよう適切に配慮するとあるが、具体的には何をするのか、方法書の段階で予測するというのかという質問がありました。

回答としましては、今後、飛行経路や機材、便数を考慮した定量的な騒音予測コンター図を作成するということでした。その上で、環境基準を満たすよう、飛行経路や回数の調整等の検討を行い、それが配慮事項であると考えているということです。

続きまして、北岡委員から、丘珠空港緑地の機能、防災に関する意見、要望がありました。意見の内容としましては、丘珠空港緑地は、都市緑地として緩衝機能、例えば、騒音や排ガス、風雪対策、雨水の貯留機能を持っているため、事業による改変でこれらの機能がどの程度失われるか、どう代替するかという観点が必要、特に案1では南東地区の一体性が失われる懸念があるのではないかといいました。

回答としましては、今後、事業計画を作成する段階で緑地の機能や雨水、河川への影響に十分に配慮し、管理者である札幌市と協議を行いながら進めてまいりますとのことでした。

次に、同じく北岡委員から、河川切り回しについて意見、要望がありました。案2で必要となる丘珠川の切り回しについて、流路延長による流速低下で流下能力が満たされるのか、水質や動植物相への影響がないか、懸念されるということでした。

回答としましては、今後、事業計画作成段階で十分に配慮し、札幌市と協議を行ってまいりますということでした。

続きまして、渡部会長から、項目としては騒音、冬季の予測について質問がありました。質問の内容としては、現在、冬はジェット機が飛んでおりませんが、アセスの調査、予測において、冬季の騒音（ジェット機を含む）をどのように評価、反映するのかということでございます。

回答としましては、現地調査で現在の状況を把握しつつ、予測においては、ほかの空港の事例やメーカー資料等の原単位を用いてシミュレーションを行う、季節による騒音レベルの変化は僅かであるため、夏冬別の予測条件は設定しないが、調査は実施するということでした。

最後に、芥川委員から、関連車両、交通量に関して、内容としましては、旅客機が増えることで空港へのアクセス車両も増えると思われるが、そうした予測は考慮されますかという質問がありました。

回答としましては、供用後の関連車両の予測、評価につきましては準備書の段階で実施する予定ということでした。

#### ○渡部会長

引き続き、事業者から説明会と見解書についてご説明をお願いいたします。

#### ○事業者（北海道開発局）

北海道開発局空港・防災課長の齋藤でございます。

本日は、前回に引き続きまして、札幌飛行場滑走路延長事業計画段階環境配慮書に係るご審議をお願いしたいと思います。

札幌飛行場一丘珠空港の機能強化に向けた取組につきましては、広く住民参画を促すため、昨年10月よりパブリックインボルブメント－P Iの手法によりまして、地域住民や空港利用者等から幅広くご意見を伺う手続を実施しております。

本年1月14日にはP Iの中間取りまとめを行いまして、今年度末にはパブリックイン

ボルumentの最終取りまとめを行う予定としております。

これより、配慮書に寄せられた意見書に対する事業者見解について、担当から説明させていただきます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

#### ○事業者（北海道開発局）

まず、説明会についてご説明をさせていただきます。

説明会につきましては、当該配慮書、また、先ほどお話がありましたパブリックインボルumentでご意見等を募っている丘珠空港機能強化計画書の説明会を同時に開催しました。

開催回数についてですが、空港周辺地域にて9回開催しまして、195名の方々にご参加をいただきました。

開催状況ですが、P Iの説明会を兼ねたことによりまして、付箋を用いた意見収集を実施したところです。

説明会では、配慮書に関しては、スライドと配慮書のあらましを用いて意見書の提出手続についてご説明しております。その結果、提出期限までに計3件の意見書が札幌市環境局に寄せられたところです。

こちらは参考ですが、先ほどのP Iの中間取りまとめを1月に実施しました。小型ジェット機の冬季運航制限の緩和、要は通年運航ですが、それらの必要性に係る4項目について、必要だと思う、やや必要だと思うと答えられた方の合計が全体の9割超になっております。

丘珠空港における機能強化の必要性について、P Iの対象者の方々から一定程度の理解をいただいております。現在、施設計画案の検討を進めている状況です。

説明会の説明については以上です。

続きまして、見解書のご説明に移らせていただきます。

見解書の見解の部分の説明ですが、環境保全の見地からいただいたご意見に対する見解を主に説明させていただきます。

まず、一つ目は、1ページの意見者1の②の航空機騒音の調査に関する事項についてです。

意見者1の方のほか、意見者2の②、意見者3の⑥にも同様の意見がありますが、見解のご説明については意見者1の②のところでもとめたいと思います。

読み上げさせていただきます。

航空機騒音測定・評価マニュアルによると、測定地点の選定に当たっては、当該地域において年間を通じて平均的な航空機騒音の暴露状況を把握できる地点を選定すること、飛行場周辺の地域における環境基準の達成状況を把握する場合は、環境基準の類型指定区域内において騒音評価に必要な測定地点を選定するとし、測定地点の選定方法については、個々の候補地点について現地踏査を実施し、実際の飛行経路、航空機騒音の暴露状況及び周辺条件を把握し、測定に適していることを確認した上で測定地点を選定する、さらに、測定地点の周辺状況については航空機の飛行経路の主要な部分が見渡せる地点を選定し、大きな建物等に近接する地点は避ける、また、工場、事業場、幹線道路、鉄道等が近接し、主要な航空機騒音の最大値が暗騒音より10デシベル以上大きくない地点は避ける、その際、暗騒音は、時間帯、曜日、季節またはマイクロフォンの設置場所等により変化することを十分に考慮するとされています。

ご意見のあった風の子保育園は、地域類型Ⅱ（基準値62デシベル以下）に該当し、自動車整備場が近接し、在来鉄道が近傍に所在することから、騒音測定の際には暗騒音を避けるなどの注意が必要です。札幌市では、これらを考慮し、風の子保育園周辺において、同じ地域類型Ⅱでより空港に近い百合が原公園で騒音調査を実施しています。

札幌市による航空機騒音調査は、このマニュアルに沿って丘珠空港周辺の12地点で測定、評価し、その結果を公表していると把握しており、事業者としては測定地点に不足はないと考えます。

なお、計画段階環境配慮書の作成に当たり、専門家等へ意見聴取をしています。それによると、現地調査計画について、札幌市が実施する航空機騒音調査は十分な地点数を調査しており、その結果を活用することは問題ないとの助言をいただいております。

この見解に関する補足をさせていただきます。

補足資料の2ページをご覧ください。

札幌市による航空機騒音調査は、航空機騒音測定・評価マニュアルに基づき、丘珠空港周辺の12地点で測定、評価し、その結果をホームページにて公表しています。こちらで抜粋しているものは、現在、札幌市のホームページで公開している地点図です。

3ページをご覧ください。

全ての設定地点において環境基準値以下の状況になっていることを事業者としても確認しております。現在、札幌市では夏期の調査と冬期の調査を実施しております。

補足については以上です。

見解書に戻らせていただきます。

続きまして、3ページの意見者2の①についてです。

用地取得の必要性に関する事項についてご意見をいただいております、それに対する見解を読み上げさせていただきます。

丘珠空港の機能強化の必要性については、丘珠空港機能強化計画書を公表の上、パブリックインボルブメントの手法により、地域住民や空港利用者等から幅広く意見を伺う手続を実施しております。

去る令和8年1月14日に丘珠空港機能強化計画に関するP I 中間取りまとめを公表の上、P I 対象者から一定程度の理解をいただいたことで、施設計画案の検討を進めていく方針を示したところです。

なお、配慮書本書の2-12ページ、要約書の13ページに記載のとおり、用地取得について、空港用地の拡張範囲は隣接する札幌市管理用地を基本とし、補償工事は最小限とするしております。

続きまして、4ページの意見者2の④についてです。

航空機騒音の影響に関するご意見をいただいております、それに対する見解です。

滑走路の延長により、航空機の離着陸位置が延長方向へ移動します。さらに、冬季の運航制限が緩和されることで発着回数の増加が見込まれます。これらの結果、騒音の影響範囲が広がることが想定されます。今後、準備書段階において、丘珠空港滑走路延長後の発着回数や飛行経路などを想定した騒音予測コンター図を作成して定量的に環境影響を予測し、必要に応じて適切な生活環境の保全のための措置を検討してまいります。

こちらに関する補足をさせていただきます。

補足資料の4ページをご覧ください。

図を二つ示しております、上の図1が滑走路延長前後の騒音影響範囲の変化の断面図、その下が同じく騒音影響範囲の変化の平面図になります。

滑走路延長によって航空機の離着陸位置が延長方向に移動するというのが図1でして、150メートルの場合、外側に150メートル移動します。

図1の断面概念図の赤色で示すとおり、着陸時の飛行高度が現況より低くなるとともに、騒音の影響範囲が広がることが想定されます。飛行高度が現況より低くなるというのが図1の②になります。そして、平面図を見たほうが分かりやすいのですが、位置がずれることで影響範囲が③の箇所のとおりに広がることになります。

補足は以上になります。

見解書に戻らせていただきます。

続きまして、5ページの意見者2の⑥についてです。

丘珠2号川のPFASに関するご意見を頂戴したところでありまして、それに対する見解になります。

札幌市衛研年報によると、空港内で使用されている可能性のあるPFOSの発生源として泡消火薬剤が挙げられていますが、防衛省が保有する全てのPFOS含有泡消火薬剤は令和6年9月末に処分が完了していることが公表されています。加えて、PFOA含有泡消火薬剤についても丘珠駐屯地において現在使用されていないことを防衛省側から伺っております。

また、札幌市環境局による丘珠2号川の下流に位置する環境基準補助点の第二伏籠川橋での令和7年度調査では、PFOS等は10ナノグラム以下となっており、指針値を下回る結果となっています。

加えて、札幌市環境局による空港周辺の地下水に係る令和6年度調査では、PFOS等は不検出でした。

なお、今般の札幌飛行場滑走路延長事業においては、滑走路延長に伴い、周辺の河川の切り回し、付け替えを想定しております。

河川工事実施に当たっては、配慮書本書の5-29ページ、また、要約書の61ページにありますとおり、現河川部は埋め戻しを行う予定としております。このため、河川工事に伴い、PFOS等が新たに検出されることや拡散されることは想定しづらいことから、事業者としては、PFOS等の調査、予測及び評価は予定しておりません。引き続き、札幌市環境局が毎年実施している定点調査を注視してまいりたいと思います。

こちらに関する補足をさせていただきます。

補足資料の5ページをご覧ください。

滑走路延長に伴う丘珠2号川の切り回しは、図3の青色の破線のルートを現在予定しているところです。河川の切り回し工事に当たりましては、新ルートへ切り回し後、滑走路や着陸帯の用地造成のため、ピンク色の実線で示している現河川を埋め戻す予定としております。

このため、当該工事によってPFOS等が新たに検出されることや拡散されることは想定しづらく、調査等の予定はありません。

見解書の説明は以上となります。

#### ○渡部会長

説明会、また、補足説明も含めて見解書の説明をしていただきました。

見解書の説明を踏まえ、委員の皆様から意見を伺えればと思います。

資料3には、配慮書の選定項目である騒音、動物、人と自然との触れ合いの活動の場を中心に方法書での選定予定も記載していただいておりますので、意見のある方は手を挙げるボタンでお知らせください。

答申を形成する必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

#### ○奥本委員

計画段階では総合的に地元住民とのやり取りを進めていくと書かれていたのですが、どれぐらいのスケジュール感で対話の場がつけられていくのか、具体的な計画は立てられているのでしょうか。この配慮書の中で必要なのではないかと思います、意見します。

#### ○事業者（北海道開発局）

住民等への今後の説明の機会という理解でよろしいでしょうか。

#### ○奥本委員

そうです。その機会の頻度やタイミングの計画が具体的にされているのかということです。

○事業者（北海道開発局）

我々は、条例に基づいて手続を進めているところです。配慮書に関する住民説明会については先ほどご説明させていただいたとおりに実施したところです。

今後の手続としましては、方法書、準備書と続いていくわけですが、次のステップである方法書の機会においても条例で説明会を実施することとなっておりますので、同様に検討しまして、方法書を告示した段階には説明会を実施していく予定です。

○渡部会長

ほかにいかがでしょうか。

具体的な意見として騒音の問題が少し強調されていたかと思います。今回の事業の中では保育園があったと思うので、何か特別な配慮などを記載している部分があればご説明をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事業者（東京航空局）

東京航空局の須藤です。

本日は、ご審議をいただきまして、ありがとうございます。

現段階で特別な記載はございません。見解書に述べているとおり、まず、航空機騒音に係る環境基準を達成するということは守って当たり前ですので、今後、準備書段階において、滑走路延長後に騒音の影響がどこまで及ぶか、飛行経路を調査した結果や実際に航空機の騒音を調査した結果をもってシミュレーションし、騒音のコンターをお見せする流れになろうかと存じます。

○渡部会長

規制に基づき、それに対応する調査などをしていくということですね。

ほかにございませんか。

○芥川委員

騒音についてお聞きします。

事業実施後の飛行経路などの騒音予測コンター図を作成すると書かれていたのですけれども、騒音の場合、受け手側の評価の指標が変わってくると思います。

評価についてはどのように考えていて、どういう結果が出てくることを想定されているのか、お伺いします。

○事業者（東京航空局）

先ほども述べたとおり、滑走路延長後の飛行経路がどのようになるかは、まさに今、検証中です。新しく公示されるであろう飛行経路に基づき、発着回数をどのようにするのかも協議した上で騒音のコンターを描いていくという流れになろうかと思えます。

実際に騒音の調査をした結果や飛行経路を調べた結果で、丘珠空港に離着陸する航空機の基礎データを使い、より現実的なシミュレーションを行うことを予定しております。

○芥川委員

コンターやシミュレーションはもちろんですけれども、騒音の測定は、例えば、昼に何機、夜に何機というのはL d e nで評価するので、時間的なものも出てくるかと思うのです。

そういう予測による地域的な評価は今の騒音の測定地点を中心に評価するのですか。評価エリアをどういうふうに考えているのか、お聞きしたいです。

○事業者（東京航空局）

航空機騒音測定・評価マニュアルに基づいて調査をしているわけですが、札幌市の騒音調査の結果もご参考にさせていただき、我々もマニュアルに基づいて独自に7日間連続で調査をさせていただいておりますので、その結果も踏まえてコンターを描こうと思っております。

○芥川委員

コンターは引かれると思うのですが、それは航空機の最大騒音レベルになるのでしょうか。どのようなコンターになって、地域的にはどういう騒音が来るのかをどういうふうに評価されるのか、お聞きしたかったのです。

評価されるエリアです。コンターが引かれたところを評価するというイメージでしょうか。

○事業者（東京航空局）

航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域が対象となりますので、対象地域にどのくらいの影響が及ぶのか、自衛隊機、道警や消防のヘリも含め、実際に丘珠に離着陸する航空機の騒音のコンターを描いていくこととなります。

騒音のコンター自体はLdenになりますので、Ldenの基準が地域にどのくらいの影響を及ぼすのかというコンターになります。

○渡部会長

ほかにいかがでしょうか。

今、意見が騒音に関して集中しておりますけれども、バードストライクなども含めた動物の話、あるいは、公園などもありますので、人と自然との触れ合いの活動の場についてのご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

（特に意見なし）

○渡部会長

特にないようですので、ここで打ち切りたいと思います。

それでは、答申も含め、今後どのように進めていくのか、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（坂田環境共生担当課長）

今回審議していただいたご意見等を取りまとめ、次回の審議会で答申案として正式にご提示させていただきたいと存じます。

なお、追加のご意見がございましたら、今週中をめぐりに事務局宛てにご連絡をお願いいたします。

○渡部会長

それでは、事務局で本日の審議内容を整理していただきまして、次回の審議に向けた資料等の準備をお願いしたいと思います。作業の進み具合にもよりますが、その間、事務局と委員の皆様とのメール等でのやり取りがある場合がございましたので、ご協力をお願いします。

以上をもちまして本日の審議はここまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(特に意見なし)

○渡部会長

では、進行を事務局にお返しします。

(3) 閉 会

○事務局（坂田環境共生担当課長）

渡部会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様、熱心なご審議をどうもありがとうございました。

次回以降の審議会については別途調整をさせていただきますが、4月以降の開催とさせていただきますことになり、本件の答申についてご審議をいただく予定です。

詳細につきましては改めてメールでご案内させていただきます。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。